

診 断 書

(高知県公安委員会提出用)

1	氏 名	男・女
	生年月日 M・T・S・H	年 月 日生 (歳)
	住 所	
2	医学的判断 病 名 (I) 総合所見（現病歴、現在症、重症度、経過、治療状況など）	
3	現時点での症状（運転能力及び改善の見込み）についての意見 (1) 植込み型除細動器を植え込む前後に意識を失ったことがなく、一次予防（植え込む前に心室頻拍・心室細動等による意識消失の既往がない）目的の場合 ア 植込み後7日以上経過しておりその間、意識を失ったことも除細動器の作動もなく、不整脈の発作の観点から、運転を控えるべきとはいえない。 イ 植込み後7日を経過していないが、(日)以内に「ア」と診断できることが見込まれる。 (2) 植込み型除細動器を植え込み後に不整脈により意識を失ったことがある場合 ア 植込み後6月を経過しており、過去3月以内に除細動器の適切作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。 イ 植込み後、意識を失ったのは不整脈以外が原因()であり、この原因については治療、除細動器の調整等により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。 ウ 植込み後6月を経過していないが、植込み目的が一次予防であり、過去3月以内に除細動器の適切作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。 エ 意識を失ったのは不整脈が原因であり、治療によりその原因が改善されたため、6月(月)以内に「ア」と診断できることが見込まれる。 オ 上記「イ」とは言えないが、6月(月)以内「イ」と診断できることが見込まれる。 カ 意識を失ったのは不整脈が原因であり、治療によりその原因が改善されたため、6月(月)以内に「ウ」と診断できることが見込まれる。 キ 上記以外。（発作のおそれの観点から控えるべき） <input type="checkbox"/>	

- (3) 植込み型除細動器を植え込み後に不整脈により意識を失ったことがない場合
- ア 植込み後6月を経過しており、過去3月以内に除細動器の適切作動がなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない。
 - イ 除細動器の不適切作動(誤作動)を認めたとが、この原因については治療により回復したため不整脈発作のおそれの観点から運転を控えるべきとはいえない。
 - ウ 植込み後6月を経過していないが、(月)以内に「ア」と診断できることが見込まれる。
 - エ 不整脈発作が生じ除細動器の作動があるが、6月(月)以内に「ア」と診断できることが見込まれる。
 - オ 除細動器の不適切作動(誤作動)があり、その原因が改善されたため、6月(月)以内に「イ」と診断できることが見込まれる。
 - カ 上記以外。(発作のおそれの観点から運転を控えるべき)
-
- (4) 電池消耗、故障等により除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行った場合
- ア 電池消耗、故障等により除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行ったが、7日以上経過しておりその間、意識を失ったことも除細動器の作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から運転を控えるべきとはいえない。
 - イ 電池消耗、故障等により除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行ったが、7日(日)以内に「ア」と診断できることが見込まれる。

4 その他特記すべき事項

※3については該当する項目に○印の記載をお願いします。

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院または診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師名